6 大気環境関係データ

a 概 要

平成19年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン等の環境保全目標の達成状况等は次のとおりです。

(1) 二酸化窒素

長期的評価による環境保全目標達成率は、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)で前年度に引き続き100%、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)では94.6%と前年度比べて改善し、長期的にも改善傾向で推移しています。なお、濃度の推移については緩やかな減少傾向にあります。

2) 浮遊粒子状物質

長期的評価による環境保全目標達成率は、一般局で98.5%、自排局で97.1%であり、近年おおむね環境基準を達成しています。なお、濃度の推移については緩やかな減少傾向にあります。

3) 光化学オキシダント・非メタン炭化水素

前年度に引き続き全ての測定局で環境保全目標を達成しませんでした。なお、光化学スモッグ注意報の発令回数は11回でした。

(4) 二酸化硫黄・一酸化炭素

前年度に引き続き全ての測定局で長期的評価による環境保全目標を達成しました。なお、 濃度は低い水準で横ばいに推移しています。

(5) ベンゼン等有害大気汚染物質

モニタリングを実施している有害大気汚染物質(19物質)のうち、環境保全目標が設定されているベンゼンは府域全32地点(道路沿道13地点、一般環境15地点、固定発生源周辺4地点)で、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンに関しては、府域全23地点で環境保全目標を達成しました。

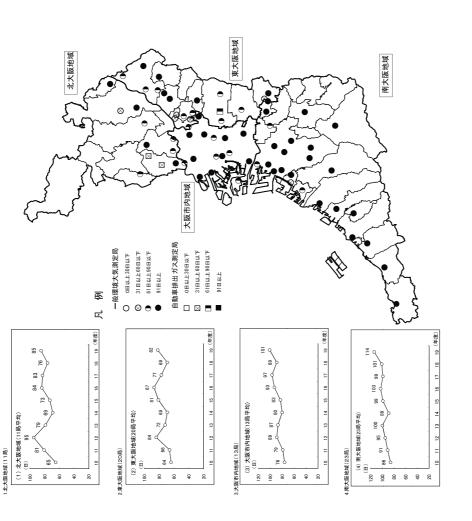
イスベスト

全ての値において、検出下限値付近の濃度であり、問題になるレベルではないと考えら ます。

なお、平成17、18年度の調査結果と比べても、同程度のレベルでした。

■光化学オキシダントデータ

6一1 昼間の光化学オキンダント濃度が0.06ppmを超えた日数の 地域別状況と推移



:一2 光化学スモッグ予報・注意報の発令回数及び

被害の訴え人数の推移

サ	E	闽	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
≯	藜	(回)	29	13	30	26	15	21	17	12	18	14
注意	報	(回)	22	11	23	20	11	14	10	10	17	11
被害の言	訴シ	3	2	161	22	2	4	0	0	41	0	0

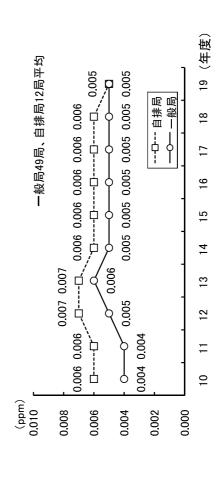
6-3 非メタン炭化水素濃度の推移

(午前6時から午前9時の年平均値)

19 (年度) 一般局15局、自排局14局平均 0.25 Q 0.49 0.46 0.46 0.44 0.42 0.42 0.41 0.40 0.40 0.30 0.29 0.29 0.28 0.28 0.30 18 17 16 15 14 3 0.33 0.32 0.32 12 Ξ 9 (ppmC) 0.60 r 0.50 0.40 0.30 0.20 0.10 0.00

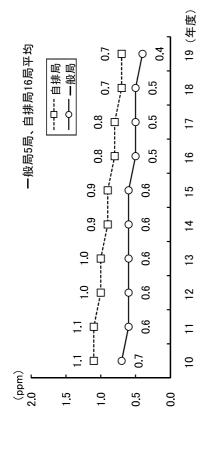
■硫黄酸化物データ

6-4 二酸化硫黄濃度の推移



■一酸化炭素データ

6-5 一酸化炭素濃度の推移



有害大気汚染物質データ

6-6 ベンゼン等有害大気汚染物質の環境保全目標達成状況

61	13)	15)	4	23)	23)	23)
H19	13 (15 (4(4)	23 (23 (23 (
H18	12(13)	19(20)	5(5)	23(23)	23(23)	23(23)
H16 H17	12(13)	15(15)	3(3)	22 (22)	22(22)	22 (22)
	10(13)	13(14)	3(4)	22(22)	22(22)	22(22)
H15	8(13)	14(14)	4(4)	22(22)	(27)(27)	22(22)
H14	1(10) 4(11) 5(11) 7(13) 9(13) 8(13) 10(13) 12(13) 12(13) 13(13)	7(10) 11(12) 11(12) 12(14) 14(14) 14(14) 13(14) 15(15) 19(20) 15(15)	0(4) 4(4) 3(4) 2(4) 4(4) 4(4) 3(4) 3(3) 5(5)	22 (22)	22 (22)	20(20) 22(22) 22(22) 22(22) 22(22) 23(23) 23(23)
H13	7(13)	12(14)	2(4)	22(22)	22(22)	20(20)
H12	5(11)	11 (12)	3(4)	21 (21)	21 (21)	ı
H111	4(11)	11(12)	4(4)	20(20)	20(20)	ı
H10	1(10)	7(10)	0 (4)	17(17)	17(17)	ı
废	道路沿道	一般環境	分 発生源周辺	トリクロロエチレン 17(17) 20(20) 21(21) 22(22) 22(22) 22(22) 22(22) 22(22) 23(23) 23(23)	$\vec{\tau} \ \ \vdash $\not \ni $\not \vdash$ \square \square \bot $\not \vdash$ \downarrow \square \square \square \square \square \square \square \square \square	タン
中	×		今	00,	170	X II I
4		なく	λ	117	テトラ	ジクロロメタン

⁽注1) 府及び政令市等の調査地点を対象としています。

(注2) 表中の数字は環境保全目標達成地点数を、() 内数字は調査地点数を示します。

■アスベストデータ

(地域区分別) アスベスト(石綿)環境調査結果 _ _ _

(平成19年度)

(12)

9

9

0 2

9 3

0

0 Ξ

9

208 (112) 205 (58)

1

I

|

6

10

 \exists

6

構造等変更 氏名等変更

(88) 0

235 4 38

5

12

(92)

171 0 12

0

(47)

91

(15)

39

8 9 3

12 0 $^{\circ}$

設置 使用

届出施設

届出施設

届出工場等 0 9 9

届出施設

届出施設

届出施設 ばいじん

届出種類

1111111

ĮП

定

禁

榖 亵

灘

洲

六

7 関

珉

有害物質

3) 府生活環境の保全等に関する条例

~

೭

41 (12)

17

0

18

9

9

承継

排出等作業

(2)9

21

(34) 9

103

9 9

0

(20) (5)

84

(15) \exists

55 ∞

(12)

21

使用廃止

(99) 824 (348)

93

(99)

93

I

(82)

129

303 (118)

9

6

(73)

206

112 (32)

(22)

41

合計

	測定データ※2	幾何平均值 測定データの範囲	$N.D. \sim 0.17$	$N.D. \sim 0.28$	$N.D. \sim 0.17$	$N.D. \sim 0.17$	$N.D. \sim 0.11$	$N.D.\sim 0.17$	$N.D. \sim 0.057$	$N.D. \sim 0.28$
アスベスト濃度	測分	幾何平均值	0.059	690:0	0.059	0.067	0.057	0.056	090:0	0.061
アスベン	地点別平均濃度※1	地点別平均 濃度の範囲	$0.051 \sim 0.076$	$0.052 \sim 0.14$	$0.052 \sim 0.090$	$0.063 \sim 0.071$	$0.056 \sim 0.058$	N.D.~ 0.082	$0.053 \sim 0.068$	$N.D. \sim 0.14$
		幾何平均值	0.059	690:0	0.059	0.067	0.057	0.056	090:0	0.061
	4 4 4 8	地点数	10	7	5	2	2	9	2	34
	公 位 章		任 宅 地 域	題 選 業 路 選 路 数	城 米 路 域	農 業 地 域	内陸山間地域	高速道路沿線地域 幹線道路沿線地域	廃棄物処分場周 辺 地 域	全体
				バックグラウンド地域					域所迅	

※1:幾何平均値の算出には地点別の幾何平均値を用いた。

※2:幾何平均値の算出には各地域区分の全測定データを用いた。

※N.D.は、検出下限値(0.057本/L)未満を示す。

※平均値算出時にはN.Dを0.05として計算した。

排出抑制対策関係データ

法律及び府条例に基づくばい煙発生施設等の届出等の状況 8 — 9

(1) 大気汚染防止法

(平成19年度) 3 999 ~> 李 99 3 崇 容 ばい煙 200 尔 <u>[×]</u> 胆田 届出種類

0

(18)

構造等変更 氏名等変更

(注)() 内は政令市における届出件数で内数である。 573 (341)

(2) ダイオキシン類対策特別措置法

(平成19年度)

大気基準適用施設	(-)	(2)	(0)	(0)	(22)	(4)		(0)	(31)
大気基準		2	1	3	32	12		7	52
四日番 区 分		絙	用	造等変更	名等変更	選出		**	押
	Į	證	●	華	出	●	1	承	包
抽	225 (116)	(1)	38 (18)	454 (346)	224 (115)		828 (620)	1902(1318)	
参	22		,	46	2,7	17	8	190	

9 9 (620) (620)

62 3

(113)

213

使用廃止

66)

124

排出等作業実施

828

(2

0 0 0 (注)()) 内は政令市における 届出件数であり内数である。

複数の区分に係る届出があるので、各区分を加算した値と「合計」欄の値とは一致しない。

() 内は政令市における届出件数で内数である。

2

(洪

立入検査・試料採取状況

တ

9

英				
(平成 19年度)	事業場数	(2001)	(12)	(2016)
	工場・	2727	16	2743
		〜	横	
		の点		
		民	垂	
	分	中、	グ	
	X	灣	* 1	11111111
	6	例 の	齫	
	葅	然		
	検		継	
	\prec	浜		<□
	,	끸	④	
1 2⊢1	1=1	· 防		
検3		※	~	
立入検査		気汚		
1)		1 1	#	
		1	1	

(注) 1 工場・事業場数は延べ数である。2 () 内は政令市における件数で

() 内は政令市における件数で内数である。

(平成19年度) 0 (13) (22) (24) (0) 0 (94)447) (9)(2) 119 25 35 0 ダイオキシン類 炭化水素類 一般粉じん 特定粉じん 特定粉じん(排出等作業) 硫 黄 分 塗料・インキの溶剤含有率 窒素酸化物 かの衙 いおう酸化物 ばいじん 有害物質 卖 庫 ~ 試料採取 漆 2 دا 迺 鍃 76 2

(注) () 内は政令市における件数で内数である。

(625)

8601

858